

和泉市違法屋外広告物撤去活動員に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、和泉市内において屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項及び大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号。以下「府条例」という。)第 26 条の規定に基づき、市域の道路環境を保持するため、違法に掲出された簡易屋外広告物(以下「違法屋外広告物」という。)の除却事務を地域住民等に委任し、地域住民等と市が一体となって安全で快適な道路環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) はり紙・冊子 容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの
- (2) はり札 ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの
- (3) 立看板 木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもので、それらを支える台も含む。
- (4) のぼり旗 長方形の布の一辺に棒を取り付け、当該布の上部を棒で支えたものであって、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられ、若しくは取り付けられているもので、それらを支える台も含む。

(推進団体の認定)

第 3 条 市長は、違法屋外広告物追放の推進に寄与すると認める地域団体を、違法屋外広告物追放推進団体(以下「推進団体」という。)に認定することができる。

2 推進団体として認定を受けるには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 3 人以上で組織する団体であること。
- (2) 原則 1 年間に 1 回以上除却活動を実施できる団体であること。

3 第 1 項の認定を受けようとする地域団体は、違法屋外広告物追放推進

団体認定申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 4 申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 登録員名簿(様式第2号)
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 5 市長は、推進団体を認定したときは認定証(様式第3号)を交付するものとする。
- 6 推進団体の認定期間は認定時から次年度末までとし、認定の更新を妨げることなく、以降は2年間とする。
(登録員の任命等)

第4条 市長は、推進団体の構成員で、違法屋外広告物の除却事務を委任することが適当と認める者を違法屋外広告物追放登録員(以下「登録員」という。)に任命することができる。

- 2 登録員として任命を受けるには、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 和泉市内に在住、在勤又は在学するものであること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
 - (2) 年齢が18歳以上であること。

3 市長は、登録員を任命したときは、違法屋外広告物追放登録員任命証(以下「任命証」という。)(様式第4号)を交付するものとする。

4 登録員の任命期間は、当該登録員の属する推進団体の認定期間とする。
(推進団体の活動等)

第5条 推進団体による除却活動は、自発的なボランティア活動とし、無償とする。

2 推進団体は、法第7条第4項に定める条件に該当するものを府条例第26条の規定により除却することができる。

3 推進団体が除却活動をしようとするときは、除却活動実施日の10日前までに、違法屋外広告物除却活動計画書(以下「計画書」という。)(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の計画書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 除却活動を行おうとする場所を示す図面
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 5 登録員が除却活動をするときは、必ず一組3人以上で作業を行うとともに、任命証を携帯し、かつ腕章を着用しなければならない。
 - 6 推進団体は登録員による除却活動の終了後、遅滞なく違法屋外広告物除却実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(登録員の責務)

第 6 条 登録員は、あらかじめ市長が行う屋外広告物関係法令に関する講習を受講していなければならない。

2 登録員が除却活動を行うときは、法、府条例およびその他の関係法令を遵守しなければならない、恣意的な除却活動をしてはならない。

(事故等)

第 7 条 登録員は、除却活動に際して事故等が発生したときは、推進団体を代表するものを通じ、速やかに市長又は活動地域を管轄する警察署長等に報告しなければならない。

(認定の取り消し)

第 8 条 市長は推進団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該推進団体の認定を取り消しすることができる。

(1) 推進団体から違法屋外広告物追放推進団体認定取消申請書（様式第 7 号）の提出があったとき。

(2) 推進団体が解散したとき。

(3) 推進団体としてふさわしくないと認める行為があったとき。

(認定の変更)

第 9 条 推進団体は、認定申請時に提出した第 3 条第 3 項、第 4 項に基づく書類の内容に変更が生じた場合は、違法屋外広告物追放推進団体認定内容変更届出書（様式第 8 号）により市長に届け出なければならない。

(任命の取り消し等)

第 10 条 市長は登録員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録員の任命を取り消すことができる。

(1) 登録員から違法屋外広告物追放登録員退任届出書（様式第 9 号）の提出があったとき。

(2) 登録員が第 6 条の規定に違反して除却活動を行うなど、登録員としてふさわしくないと認める行為があったとき。

(3) 登録員が属する推進団体が認定を取り消されたとき。

2 登録員が任命を取り消されたときは、速やかに市長に任命証及び腕章を返却しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進団体並びに登録員の活動等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(様式第1号)

違法屋外広告物追放推進団体認定申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者

㊞

団体名	
代表者	㊞
団体連絡先	住所 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
主な活動範囲	
除却広告物の 保管場所	

(様式第2号)

登録員名簿

団体名 _____

	氏名	年齢	住所	電話番号	印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※団体の代表者が含まれる場合は、番号に○印を記載して下さい。

(様式第3号)

認 定 証

殿

貴団体を和泉市違法屋外広告物追放推進団体として認定いたします。

認定番号

認定期間

年 月 日より

年 月 日まで

認定日 年 月 日

和泉市長

(様式第4号)

(表)

<p>登録員 第 号</p> <p>和泉市違法屋外広告物追放登録員 任命証</p> <p>氏名 所属団体名 任命日 有効期限</p> <p>上記の者を和泉市違法屋外広告物追放 登録員として任命する。</p> <p style="text-align: center;">和泉市長</p>

(裏)

<p>1. 本証は、違法屋外広告物を除却するときは必ず携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2. 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。</p> <p>3. 本証を紛失、汚損または破損したときは、直ちに届け出て、再発行を受けなければならない。</p> <p>発行 和泉市都市デザイン部都市政策室</p>
--

(様式第5号)表面

違法屋外広告物除却活動計画書

年 月 日

和泉市長 あて

団体名
代表者名
連絡先

印

実施日時	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時まで
実施箇所	(別紙図面添付)
現場代表者	氏 名 電話番号(携帯)
除却広告物の保管方法	
参加者	* 裏面に記載

- * 活動にあたっては、広告物の表示内容により除却の是非を決するなど、恣意的な除却活動はしないこと
- * 活動にあたっては、関係法令を遵守すること

(様式第6号)表面

違法屋外広告物除却実績報告書

年 月 日

和泉市長 へ

団体名
代表者名
連絡先

印

実施日時	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時まで	
実施箇所	(別紙図面添付)	
撤去枚数	はり紙	枚
	冊子	冊
	はり札	枚
	立看板	枚
	(支持台)	台
	のぼり旗	基
	(支持台)	台
参加者		

(様式第7号)

違法屋外広告物追放推進団体認定取消申請書

和泉市長 へ

申請者

印

団体名	
代表者	印
申請日	年 月 日
取消理由	

(様式第8号)

違法屋外広告物追放推進団体認定内容変更届出書

年 月 日

和泉市長 へ

団体名
代表者名
連絡先

印

変更箇所	変更内容	
	変更前	変更後

(様式第9号)

違法屋外広告物追放登録員退任届出書

和泉市長 あて

登録員番号

申請者

印

住所

連絡先

団体名	
代表者	印
届出日	年 月 日
退任理由	